

# 江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業

## 審査要領

令和3年2月3日

江差町・上ノ国町学校給食組合

## 1. 事業者選定概要

事業者の選定については、令和3年2月16日までに提出されたプロポーザル参加申込及び資格申請書によって一次審査を行い、一次審査を通過した事業者が令和年3月15日までに提出された提案書にて二次審査（ヒアリング）を行い決定する。

## 2. 事業者の選定手順

### (1) 審査委員会

事業者選定にあたり、給食組合が「江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という）を設置する。

### (2) 選定方法

事業者の選定は、事業者の資格の有無を判断する『資格審査』（一次審査）と、事業者の提案内容を審査する『提案書審査』（二次審査）の2段階に分けて実施する。

一次審査は、募集要項に示す事業者の備えるべき資格要件を満たしているか否かの確認審査を行う。審査の合否はプロポーザル参加資格審査結果通知書を代表企業に通知する。なお、一次審査を通過した参加グループのみ、提案書の提出を行い、二次審査を行うものとする。

二次審査は、一次審査通過者が提出した提案書の内容について、ヒアリングを実施の上、審査委員会にて評価、審査を行う。（ヒアリングの詳細及び日程については後日通知）

### (3) 選定結果の通知

選定結果は所定の手続きを経た決定後、提案者に対して書面により速やかに通知する。

### (4) 選定結果の無効

次にいずれかに該当する場合、提案者の参加を無効とする。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②受付期間を過ぎて提出された場合
- ③軽微な誤字脱字を除く重要な記載ミスがある場合

## 3. 事業者の評価項目

二次審査における評価項目及び配点は別紙の通りとする。